

●香川県告示第496号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町苗羽甲2211番地

タケサンフーズ株式会社 代表取締役 富田 孝之輔

(2)事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町苗羽甲2211番地

タケサンフーズ株式会社

(3)特定施設に関する事項

種	類	水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設	
能	力	①120 kg/回 1基、②300 kg/時 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後1月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続6時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	200	300
	化学的酸素要求量 (mg/l)	200	300
	浮遊物質 (mg/l)	100	150
	窒素含有量 (mg/l)	120	180
	りん含有量 (mg/l)	20	30
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①3、②5	①5、②8

種	類	水産食料品製造業の用に供する脱水施設	
能	力	300 kg/日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後1月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続6時間使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	200	300	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	200	300
	浮遊物質 (mg/l)	100	150
	窒素含有量 (mg/l)	120	180
	りん含有量 (mg/l)	20	30
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		1	2

種	類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	150 kg/回 2基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後1月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	200	300	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	200	300
	浮遊物質 (mg/l)	100	150
	窒素含有量 (mg/l)	120	180
	りん含有量 (mg/l)	20	30
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(2基分) 0.5	(2基分) 1

また、既設特定施設（水産食料品製造業の用に供する湯煮施設）を1基移設する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口	
		通常	最大
の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	40	40
	化学的酸素要求量 (mg/l)	40	40
	浮遊物質 (mg/l)	60	60

	窒素含有量 (mg/l)	30	50
	りん含有量 (mg/l)	3	5
排水水の量	(m ³ /日)	100	120

他に排水口が4箇所（雨水専用1箇所）ある。

（備考）今回、新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止すること及び従来手作業で実施していた工程を新たに設置する特定施設で実施することから、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。また、排水口を1箇所廃止し、1箇所新設する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年10月30日から同年11月20日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課